

南部町規則第 1 7 号

南部町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 1 2 日

南部町長 陶山 清孝
(公 印 省 略)

南部町財務規則の一部を改正する規則

南部町財務規則（平成１６年南部町規則第５２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１７３条の６」を「第１７３条の７」に改める。

第１２５条第２項中「第６条」を「第５条の９第１項」に改める。

第３０６条中「第２４３条の２の８第１項後段」を「法第２４３条の２の９第１項後段」に改める。

第３０７条第２項中「第２４３条の２の８第１項後段」を「第２４３条の２の９第１項後段」に改める。

第３０８条中「第２４３条の２の８第３項」を「法第２４３条の２の９第３項」に改める。

附 則

この規則は、令和８年９月２４日から施行する。